

〔はじめに〕

この文章(重要事項説明書)は、当施設サービスをご利用されるに際しまして、ご本人様及びそのご家族様に対し、当施設をご理解いただくとともに、適正なサービスがご利用いただけますよう、運営の概要やサービス内容などを重要事項としてご説明させていただくものです。

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称	医療法人 群栄会 介護老人保健施設 みずき荘	
(2) 代表者名	管理者(施設長) 田中 瑞穂	
(3) 所在及び連絡先	〒370-3603 群馬県北群馬郡吉岡町陣場98番地 Tel 0279-54-9982 Fax 0279-70-8002 e-mail mizukisou@gunneikai.jp	
(4) 指定の内容	介護保険指定番号 1052280011 ※ユニットは1052280029	
	介護サービス	介護予防サービス
	介護保健施設サービス(長期入所) 短期入所療養介護(短期入所) 通所リハビリテーション(デイケア)※	介護予防短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション※ ※ユニットでは提供していません。
(5) 定員等	・入所定員 100名 (内ユニットは20名で短期入所は共に空室利用) ・療養室 従来型個室 16室、ユニット型個室 20室(2ユニット)、4人部屋 16室 ・通所定員 25名	

2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、地域リハビリテーション施設として、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護といったサービスを提供し在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、在宅復帰の場合には、療養環境の設定・調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所していただけます。

[介護老人保健施設みずき荘の運営方針]

「ご利用者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すと共に、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う」

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関	名 称	医療法人群栄会 田中病院
	住 所	群馬県北群馬郡吉岡町陣場98番地
・協力歯科医療機関	名 称	医療法人群栄会 田中病院 歯科
	住 所	群馬県北群馬郡吉岡町陣場98番地

4. 施設の職員体制（一般・認知症専門/ユニット）

当施設に職務する者の職種及び職務内容については、次の通りです。()内は通所リハビリの職員配置

	常勤	非常勤	職 務 内 容
医師	1		施設従事者の監督、業務等の管理・運営及び利用者の健康管理・保健衛生
薬剤師	1		利用者への調剤、薬剤管理、服薬指導等(兼務)
看護職員	15		利用者の看護及び保健衛生
介護職員	33		療養生活全般についての支援及び介護
理学療法士	3	1	医師の指示のもとで行う必要な機能回復訓練
作業療法士	1		
言語聴覚士	0		
管理栄養士	1		献立、栄養管理、食品衛生管理、調理員の指導等
介護支援専門員	2		施設介護計画の作成
支援相談員	2		利用者の療養生活の支援及び相談
事務員	1		庶務、経理その他必要な事務等

5. サービスの内容について

- ① 施設サービス計画の立案
- ② (介護予防)短期入所療養介護計画の立案
- ③ 食事(栄養管理、栄養ケアマネジメントに基づく食事の提供)
利用者各人に合った朝・昼・夕の食事提供や介助など
- ④ 入浴(入所者の状況に応じて一般浴の他に介助が必要な方は特別浴槽で週2回行います)
- ⑤ 医学的管理、看護
- ⑥ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑦ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 基本時間外施設利用サービス(何らかの理由によりご家族のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑫ 行政手続き代行
- ⑬ その他

また、これらのサービスのなかには、ご利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6. 利用料及び低所得者対策

(1) 利用料の額

サービスを利用された場合の利用料の額は、介護保険の介護給付の費用として、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額(介護給付・予防給付)の負担割合に応じた額と、保険給付外の費用として、居住(滞在)費、食事の費用、その他日用品費、個別に利用するサービスに要した費用の合計額となります。(別紙1、別紙2の「利用料金表」をご参照ください)

(2) 低所得者対策

施設入所及び短期入所のご利用者のうち、負担限度額段階における第1～第3段階該当の方に対しては、特定入所者介護サービス費を適用し、認定証に記載されている食費と居住費が上限となります。

(3) お支払い方法

毎月10日から月末までにみずき荘事務所にて現金でお支払いください。請求書は通知しておりませんので毎月10日以降には請求金額を事務所にて確認することができます。また、支払方法は、事務所窓口での現金支払いのみとなっております。(但し遠方の方は、現金書留でのお支払いも可能です。その際は事前に請求金額をご確認ください。受領の連絡は領収書の発送をもって代えさせていただきます。)

原則として窓口での受付は、平日(月曜～土曜)の9:00～17:15までのお取扱いとなっております。領収書の再発行は致しておりません。万が一紛失された場合は、支払証明書を発行致しますので、事務所までお問い合わせください。

7. 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。施設利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は所定の面会票にご記入ください。面会時間は、9:00～19:00までです。
- ・ 外出・外泊希望の方は、お食事を止める関係で極力前日までにご連絡ください。但し、数時間の外出で、食事の時間に絡まない場合は当日でも結構です。
- ・ 飲酒・喫煙は禁止となっております。
- ・ 施設内への可燃物・危険物のお持ち込みは絶対におやめください。
又、所持品、備品等の持ち込みは、職員に確認を得てからにしてください。
- ・ 設備・備品の利用の際は、職員に申し出てください。
- ・ 当施設では、金銭・貴重品など、紛失の恐れがあるため持ち込みは禁止しております。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、他病院での治療を受けても医療保険が適用されません。よって、外出・外泊時に受診の際は、必ずみずき荘までご相談ください。(入所・短期入所療養介護の方のみ)
- ・ 宗教活動、政治活動等の勧誘は行わないでください。
- ・ ペットの持ち込みは禁止となっております。

8. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消化器、消火栓、非常通報装置、漏電火災警報装置、スプリンクラー設備、誘導灯及び誘導標識
防火用水、非常電源装置 等
- ・ 防災訓練 年2回(うち1回は夜間想定訓練)

9. 秘密の保持

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、ご家族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

並びに利用終了後も同様に取扱います。

10. 虐待の防止

当施設は、高齢者虐待を早期に発見するよう努めると共に、兆候が認められた利用者に対し虐待の有無を検証し、発見した場合には速やかに市町村への通報し、必要な対応を行います。

11. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し速やかに必要な措置を講じます。

- ・ 施設医師の診療により、専門的な医学的対応が必要と判断される場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は、他の専門的医療機関での診療を依頼します。
- ・ 当施設は、利用者の家族等又は身元引受者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

12. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、当施設の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

13. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組の一つとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備しています。

14. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。又、要望、苦情につきましては、速やかに対応致しますが、玄関に備え付けの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。担当支援相談員並びにその他の要望及び苦情等の相談窓口として別紙4をご参照ください。

15. 施設見学・各ご相談のご案内

当施設では、施設見学を随時受け付けております。その他、介護保険に関する相談、介護サービス利用、緊急時の介護保険施設サービス・短期入所療養介護利用に関する相談なども受け付けております。お気軽にお問い合わせください。

受付時間：9：00～17：15

利用契約書並びにサービス提供に伴う利用者負担に関する同意書

介護老人保健施設みずき荘(以下当施設)を入所利用するにあたり、約款、重要事項説明書、並びに別紙1、別紙2の利用料金表、別紙3の個人情報の利用目的を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で契約いたします。

令和 年 月 日	【事業 者】	住 所	〒370-3603 群馬県北群馬郡吉岡町陣場98番地
		事業所名	介護老人保健施設 みずき荘
		管 理 者	田中 瑞穂
	【契 約 者】	住 所	
		利用者氏名	Ⓜ
		代筆者氏名	(続柄) Ⓜ
		代筆の理由	本人書字困難のため その他:

遵守事項

私は、当施設の提供する各サービスを利用するにあたり、介護保険令に基づいて、重要事項説明書、利用料金表を受領し、利用者負担、並びに個人情報の取扱いに関して、担当者による説明を受け、当施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として定める料金(利用者からの依頼により購入する日用品等の実費を含む)を支払うことに同意します。

記

- ・当該費用の支払いについては、当施設の定める支払期日、方法に従い、一切迷惑を掛けません。
- ・当施設の諸規定を守り職員の指示に従います。

＜利 用 者＞	郵便番号 住 所 電話番号 フリ ガナ 氏 名 Ⓜ
＜身元保証人＞	郵便番号 住 所 電話番号 フリ ガナ 氏 名 (続柄) Ⓜ
＜連帯保証人＞	郵便番号 住 所 電話番号 フリ ガナ 氏 名 (続柄) Ⓜ
＜緊急時及び事故発生時の連絡先＞ (携帯、会社等)	

別紙1-1

介護保健施設利用料金表

R8.8改定

◎介護保険給付額(1割負担の場合)

一般棟・認知症専門棟

介護区分	多床室(Ⅰ-iii)		従来型個室(Ⅰ-i)	
	介護報酬額	個人負担金	介護報酬額	個人負担金
要介護1	7,930円/日	793円/日	7,170円/日	717円/日
要介護2	8,430円/日	843円/日	7,630円/日	763円/日
要介護3	9,080円/日	908円/日	8,280円/日	828円/日
要介護4	9,610円/日	961円/日	8,830円/日	883円/日
要介護5	10,120円/日	1,012円/日	9,320円/日	932円/日
主 な 加 算 項 目				
各種加算の個人負担金として次の加算項目に該当した場合には下記金額が加算されます				
初期加算(Ⅱ)	30円/日	緊急時治療管理	518円/日	
短期集中リハ実施加算(Ⅰ)	258円/日	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239円/月7回	
認知症短期集中リハ実施加算(Ⅰ)	240円/日	新興感染症等施設療養費	240円/日	
リハビリ計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回	
協力医療機関連携加算	100円/月	試行的退所事指導加算	400円/回	
ターミナルケア加算		退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回	
	死亡日以前31日以上45日以下	72円/日	入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回
	死亡日以前4日以上30日以下	160円/日	科学的介護推進加算(Ⅰ)	40円/月
	死亡日前日及び前々日	910円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日
	死亡日当日	1900円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5円/月	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(イ)	所定単位数に9.0%加算	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(ロ)	所定単位数に9.7%加算	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	介護職員等処遇改善加算Ⅱ(イ)	所定単位数に8.6%加算	
療養食加算	6円/回	介護職員等処遇改善加算Ⅱ(ロ)	所定単位数に9.3%加算	
経口移行加算	28円/日			
認知症ケア加算(認知症棟のみ)	76円/日			
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(認知症棟のみ)	3円/日			
夜勤職員配置加算	24円/日			
外泊時費用	361円/日	加算項目を含む介護保険一部負担額合計には、		
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月	介護保険地域区分7級地の値10.14%が乗ぜられます。		

ユニット棟

介護区分	ユニット型個室(Ⅰ-i)			
	介護報酬額	個人負担金		
要介護1	8,020円/日	802円/日		
要介護2	8,480円/日	848円/日		
要介護3	9,130円/日	913円/日		
要介護4	9,680円/日	968円/日		
要介護5	10,180円/日	1,018円/日		
主 な 加 算 項 目				
各種加算の個人負担金として、次の加算項目に該当した場合には、下記金額が加算されます				
初期加算(Ⅱ)	30円/日	緊急時治療管理	518円/日	
短期集中リハ実施加算(Ⅰ)	258円/日	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239円/月7回	
認知症短期集中リハ実施加算(Ⅰ)	240円/日	新興感染症等施設療養費	240円/日	
リハビリ計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回	
協力医療機関連携加算	100円/月	試行的退所事指導加算	400円/回	
ターミナルケア加算		退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回	
	死亡日以前31日以上45日以下	72円/日	入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回
	死亡日以前4日以上30日以下	160円/日	科学的介護推進加算(Ⅰ)	40円/月
	死亡日前日及び前々日	910円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日
	死亡日当日	1900円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5円/月	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(イ)	所定単位数に9.0%加算	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(ロ)	所定単位数に9.7%加算	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	介護職員等処遇改善加算Ⅱ(イ)	所定単位数に8.6%加算	
療養食加算	6円/回	介護職員等処遇改善加算Ⅱ(ロ)	所定単位数に9.3%加算	
経口移行加算	28円/日			
夜勤職員配置加算	24円/日			
外泊時費用	362円/日			
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月	加算項目を含む介護保険一部負担額合計には、		
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月	介護保険地域区分7級地の値10.14%が乗ぜられます。		

別紙1-2 介護保健施設利用料金表

R8.8改定

◎介護保険給付以外の個人負担額（一般棟・認知症専門棟、ユニット共通）

サービス種別	費 用	低所得者の利用料	内 容 等
食 費	1, 980円/日	① 300円/日(第1段階) ② 390円/日(第2段階) ③-1 680円/日(第3段階①) ③-2 1, 420円/日(第3段階②)	朝食 540円 昼食 720円 夕食 720円
居 住 費	多床室 700円/日	① 0円/日(第1段階) ② 430円/日(第2段階) ③-1 430円/日(第3段階①) ③-2 430円/日(第3段階②)	4人部屋利用時
	個室 1, 750円/日	① 550円/日(第1段階) ② 550円/日(第2段階) ③-1 1, 370円/日(第3段階①) ③-2 1, 470円/日(第3段階②)	従来型個室利用時
	ユニット型個室 2, 070円/日	① 880円/日(第1段階) ② 880円/日(第2段階) ③-1 1, 370円/日(第3段階①) ③-2 1, 470円/日(第3段階②)	ユニット型個室利用時
特別な食事	実 費	利用者の嗜好に基づき選定する食事、おやつ等	
日用生活品費	150円/日	入浴用石鹸、シャンプー類、歯ブラシ、歯磨き粉、簡易カミソリ、洗剤類、紙おしぼり等、身の回り品として日常生活に必要な物	
教養娯楽費	150円/日	サービス提供の一環として実施する活動で使用する品物や材料費 (折り紙、半紙、墨、色鉛筆、陶芸に係る材料、など)	
特別室室料	個室 1, 100円/日	従来型個室のお部屋をご利用する場合	
理美容代	男女共 2,000円/回	1回につき	
洗濯代	実 費	別紙の「洗濯代価格表」を参照	
電話代	実 費	利用者が使用時(電話機の通話料金表示額にて請求)	
切手代	実 費	利用者が使用時のみ	
個人電気使用料	1台につき70円/日	テレビ・ラジオ等の持ち込みで、施設の電源を使用する場合	
そ の 他	・個人が使用する物品(電池・文具)実費相当額の範囲内での料金 ・診断書等の文書発行費(併設田中病院で指定されている料金) ・申請代行代(介護認定2, 000円、他1, 000円から) ・証明書代(入所証明・支払証明等 1部 1, 000円) ・生活リハビリの一環として行う個人希望の買物にかかる品物の代金 ・買い物代行手数料30分300円		

※食費と居住費の

- ①は市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者又は生活保護者
 - ②は市町村民税非課税世帯で本人の年金収入額と合計所得額が合計82.65万円以下の方
 - ③-1は市町村民税非課税世帯で本人の年金収入額と合計所得額が合計82.65万円越～120万円以下の方
 - ③-2は市町村民税非課税世帯で本人の年金収入額と合計所得額が合計120万円越の方
- 且つ預貯金等の資産調査の結果、一定の水準以下と認められる方が対象です。

※医療行為につきまして当施設の介護保険給付サービスに含まれる範囲で対応出来ない場合は、協力病院等の往診・入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担発生する事もあります。

別紙2-1（介護予防）短期入所療養介護利用料金表 R8.8改定

◎介護給付額(1割負担の場合)

介護区分	多床室(Ⅰ-iii)		従来型個室(Ⅰ-i)	
	介護報酬額	個人負担金	介護報酬額	個人負担金
要介護1	8,300円/日	830円/日	7,530円/日	753円/日
要介護2	8,800円/日	880円/日	8,010円/日	801円/日
要介護3	9,440円/日	944円/日	8,640円/日	864円/日
要介護4	9,970円/日	997円/日	9,180円/日	918円/日
要介護5	10,520円/日	1,052円/日	9,710円/日	971円/日
介護区分	ユニット型個室(Ⅰ-i)			
	介護報酬額	個人負担金		
要介護1	8,360円/日	836円/日		
要介護2	8,830円/日	883円/日		
要介護3	9,480円/日	948円/日		
要介護4	10,030円/日	1,003円/日		
要介護5	10,560円/日	1,056円/日		
主な加算項目				
各種加算の個人負担金として、次の加算項目に該当した場合には、下記金額が加算されます				
夜勤職員配置加算	24円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22円/日
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18円/日
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6円/日
療養食加算	8円/回	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(イ)	所定単位数に9.0%加算	
認知症ケア加算(認知症棟のみ)	76円/日	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(ロ)	所定単位数に9.7%加算	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(認知症棟のみ)	3円/日	介護職員等処遇改善加算Ⅱ(イ)	所定単位数に8.6%加算	
送迎加算(片道)	184円/回	介護職員等処遇改善加算Ⅱ(ロ)	所定単位数に9.3%加算	
緊急短期入所受入加算(7日限度)	90円/日	加算項目を含む介護保険一部負担額合計には、 介護保険地域区分7級地の値10.14%が乗ぜられます。		
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月			
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月			

◎予防給付額(1割負担の場合)

介護区分	多床室(Ⅰ-iii)		従来型個室(Ⅰ-i)	
	介護報酬額	個人負担金	介護報酬額	個人負担金
要支援1	6,130円/日	613円/日	5,790円/日	579円/日
要支援2	7,740円/日	774円/日	7,260円/日	726円/日
介護区分	ユニット型個室(i)			
	介護報酬額	個人負担金		
要支援1	6,240円/日	624円/日		
要支援2	7,890円/日	789円/日		
主 な 加 算 項 目				
各種加算の個人負担金として、次の加算項目に該当した場合には、下記金額が加算されます				
夜勤職員配置加算	24円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22円/日
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18円/日
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6円/日
療養食加算	8円/回	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(イ)	所定単位数に9.0%加算	
認知症ケア加算	76円/日	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(ロ)	所定単位数に9.7%加算	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	介護職員等処遇改善加算Ⅱ(イ)	所定単位数に8.6%加算	
認知症緊急対応加算(7日限度)	200円/日	介護職員等処遇改善加算Ⅱ(ロ)	所定単位数に9.3%加算	
送迎加算(片道)	184円/回	加算項目を含む介護保険一部負担額合計には、 介護保険地域区分7級地の値10.14%が乗ぜられます。		
緊急時治療管理	518円/回			
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月			
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月			

別紙2-2（介護予防）短期入所療養介護利用料金表 R8.8改定

◎介護保険給付以外の個人負担額（短期利用）

サービス種別	費 用	低所得者の利用料	内 容 等
食 費	1,980円/日	① 300円/日(第1段階) ② 600円/日(第2段階) ③-1 1,030円/日(第3段階①) ③-2 1,360円/日(第3段階②)	朝食 540円 昼食 720円 夕食 720円
居 住 費	多床室 700円/日	① 0円/日(第1段階) ② 430円/日(第2段階) ③-1 430円/日(第3段階①) ③-2 430円/日(第3段階②)	4人部屋利用時
	個室 1,750円/日	① 550円/日(第1段階) ② 550円/日(第2段階) ③-1 1,370円/日(第3段階①) ③-2 1,470円/日(第3段階②)	従来型個室利用時
	ユニット型個室 2,070円/日	① 880円/日(第1段階) ② 880円/日(第2段階) ③-1 1,370円/日(第3段階①) ③-2 1,470円/日(第3段階②)	ユニット型個室利用時
特別な食事	実 費	利用者の嗜好に基づき選定する食事、おやつ等	
日用生活品費	150円/日	入浴用石鹸、シャンプー類、歯ブラシ、歯磨き粉、簡易カミソリ、洗剤類、紙おしぼり等、身の回り品として日常生活に必要な物	
教養娯楽費	150円/日	サービス提供の一環として実施する活動で使用する品物や材料費 (折り紙、半紙、墨、色鉛筆、陶芸に係る材料、など)	
特別室室料	個室 1,100円/日	従来型個室のお部屋をご利用する場合	
理美容代	男女共 2,000円/回	1回につき	
洗濯代	実 費	別紙の「洗濯代価格表」を参照	
電話代	実 費	利用者が使用時(電話機の通話料金表示額にて請求)	
切手代	実 費	利用者が使用時のみ	
個人電気使用料	1台につき70円/日	テレビ・ラジオ等の持ち込みで、施設の電源を使用する場合	
そ の 他	・個人が使用する物品(電池・文具)実費相当額の範囲内での料金 ・診断書等の文書発行費(併設田中病院で指定されている料金) ・申請代行代(介護認定2,000円、他1,000円から) ・証明書代(入所証明・支払証明等 1部 1,000円) ・生活リハビリの一環として行う個人希望の買物にかかる品物の代金 ・買い物代行手数料30分300円		

※食費と居住費の

- ①は市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者又は生活保護者
 ②は市町村民税非課税世帯で本人の年金収入額と合計所得額が合計82.65万円以下の方
 ③-1は市町村民税非課税世帯で本人の年金収入額と合計所得額が合計82.65万円越～120万円以下の方
 ③-2は市町村民税非課税世帯で本人の年金収入額と合計所得額が合計120万円越の方
 且つ預貯金等の資産調査の結果、一定の水準以下と認められる方が対象です。

※医療行為につきまして当施設の介護保険給付サービスに含まれる範囲で対応出来ない場合は、協力病院等の往診・入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担発生する事もあります。

令和8年8月1日現在

介護老人保健施設みずき荘(以下、当施設)では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

【秘密の保持及び個人情報の保護】

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又はご家族に関する個人情報の利用目的を以下のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防事業者〕)等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている簿者等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡、又、協力病院との連携等
- ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス(行事・誕生会等にて撮影した写真などの掲示物を含む)
- ② 介護保険事務
- ③ サービス担当者会議
- ④ 介護サービスの利用者に係わる当施設の管理運営業務のうち
 - ・ 行政などからのご本人宛に届いた書簡の開封(早急に事務処理等必要な物等の確認)
 - ・ 経理、入退所等の管理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合、又、退所後の主治医との連携
 - ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

- ① 当施設の内部での利用に係る利用目的
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料。並びに当施設において行われる事例研究・学生の実習協力
 - ・ 外部監査機関への情報提供

※ 他の事業者等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、支援相談員までお申し出ください。

※ お申し出がないものについては、同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

※ これらのお申し出は、いつでも撤回、変更をすることができます。

※ 以上の事項について同意いただける場合は裏面の「個人情報利用同意書」に署名をお願いいたします。

個人情報利用同意書

介護老人保健施設みずき荘 介護保健施設サービスの利用にあたり、私およびその家族の個人情報については、必要最小限の範囲で利用することに同意します。

令和 年 月 日

医療法人群栄会

介護老人保健施設みずき荘 施設長様

利 用 者 住所 _____

氏名 _____ 印

代筆者氏名 _____ 続柄 _____ 印

代筆の理由 ・ 本人書字困難のため ・ その他：

<肖像権について>

当施設のホームページ、パンフレット、施設内研修等において、写真・映像を使用させていただきたい場合がございます。使用につきまして以下に○をつけてください

同意する

同意しない

介護老人保健施設みずき荘では、要望及び苦情の相談に関しまして、以下の専用窓口にて受付しております。

苦情解決責任者	事務長 茂原 悠
みずき荘 要望及び苦情相談窓口	窓口担当 須田 由香 黒岩 亜紀 電話番号 0279-54-9982

※電話は専用窓口番号ではありませんので、担当者をご指名ください。

行政の苦情受付機関

国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 前橋市元総社町335-8（群馬県市町村会館内） 電話番号 027-290-1323 F A X 027-255-5077
群馬県社会福祉協議会 群馬県運営適正化委員会	所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号 027-255-6669 F A X 027-255-6173
吉岡町 健康福祉課福祉室	所在地 北群馬郡吉岡町下野田560 電話番号 0279-26-2247 F A X 0279-54-8681
住所地の保険者	お住まいの市町村役場

その他

【協力病院の記載】

協力病院名 田中病院

診療科目；内科・神経科・精神科・歯科

所在地；北群馬郡吉岡町陣場 98 番地